

議員提出議案第18号

「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、守谷市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成26年12月2日 提出

守谷市議会
議長 松丸修久様

提出者 文教福祉常任委員会
委員長 高橋典久

平成 年 月 日 原案 決

「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書

明日の社会を担う青少年の健全育成は、我が国の将来の発展にとって不可欠な礎であり、すべての国民の願いであります。

しかしながら、今日の我が国における青少年による犯罪の現状は、社会を震撼させる凶悪事件や事故が多発し、憂慮すべき深刻な状況となっております。

その要因として、頻発する児童・幼児虐待事件等に象徴される家庭の崩壊などのほか、露骨な性描写や残虐シーンを売り物にする雑誌、ビデオ、コミック誌等をはじめとする、性産業の氾濫、テレビの有害番組の問題が指摘されておりますが、これに加え、インターネット・携帯電話等の情報通信の発展による新しい有害環境の出現が、問題をより深刻化させています。

こうした青少年をめぐる問題は、もはや地域社会の範囲を超え、社会全体の問題であり、我々大人が「青少年を見守り支援し、時に戒める」という義務を果たさなかったゆえの結果と言わざるを得ないのであります。

これらの問題に対して、各都道府県の「青少年健全育成条例」が対処し、一定の効果は上げてきましたが、インターネット通信が都道府県をまたいでいること、規定が都道府県で異なることなど、今日では、その限界性が指摘されております。今、求められているのは、青少年の健全育成に対する基本理念や方針などを明確にし、有害環境から青少年を守る為の国や地方公共団体、事業者そして保護者等の責務を明らかにし、これによる一貫性のある、包括的、体系的な法整備であります。

特に「健全な青少年は健全な家庭から育成される」という原点に立ち返り、「家庭の価値」を基本理念に据えた、「青少年健全育成基本法」の制定が必要であると考えるものです。

以上の内容を踏まえ、国会及び政府に、「青少年健全育成基本法の制定」を強く求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成 年 月 日

茨城県守谷市議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、
外務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、警察庁長官

提案理由（議員提出議案第18号）

提案の理由を申し上げます。

昨今の相次ぐ青少年の凶悪事件等にみられるように、青少年犯罪の多様化に加え、インターネット・スマートフォン等の情報通信の発展とともに、有害情報に触れる機会の増加により、青少年の荒廃は深刻な事態に直面しております。

このような社会の状況は、我々大人が「青少年を見守り支援し、時に戒める」という義務を果たさなかった結果と言わざるを得ません。

これらの問題を解決し、青少年の健全育成のためには、有害な環境から青少年を守る為の国や地方公共団体、事業者そして保護者等の責務を明らかにする包括的、体系的な法整備が必要であると考えます。

「健全な青少年は健全な家庭から育成される」という原点に立ち返り、「家庭の価値」を基本理念に据えた、「青少年健全育成基本法」の制定を、国に要望するため、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。